

別表4 (実施要領第2関係)

需要拡大・地域連携事業のうち産地競争力強化事業

以下の経費を補助対象事業費とし定額で補助する。

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議や打合せ、商談会等を開催する場合の会場使用料として支われる経費	
	借上費	・本事業を実施するために直接必要な機械・機器の借上げ経費	
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	負担金	・本事業を実施するための商談会等への参加費として支払われる経費	・本事業の対象とする品目に係るものに限る。
	原材料費	・本事業を実施するための試作品の開発等に必要材料に係る経費 ・販売PR等に必要資材等に係る経費	・購入原料は、最小限度の量とし、適正な価格で購入すること。
旅費	委員旅費	・本事業を実施するために直接必要な研修会等への出席又は専門的な指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・必要最小限の実費又は事業実施主体の旅費規程等で定める額とすること。 ・旅行行程等を記載した旅費請求書等(旅費の必要経費が分かる資料)を整備すること。
	調査旅費	・販路確保のための会議、研修会、商談会等へ参加するための旅費として支払う経費	

謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を実施するために直接必要な次の経費</li> <li>・ 専門的知識の提供等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体又は臨時雇用者等事業に参画する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を実施するために直接必要な機械作業の委託や加工委託等を行う経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> </ul>
役務費	分析費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を実施するために直接必要な食品成分分析、放射性物質に関する分析等を行う経費</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</li> </ul>	
	印紙代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を実施するために直接必要な契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	